

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人夫婦について、日常生活阻害慰謝料の増額分として、①申立人夫婦兩名につき、申立人妻の両親（原発事故当時は申立人夫婦と別居していたが、避難先では同居していた。）の介護を理由とする平成23年3月から申立人妻の父が逝去した平成26年2月までは月額6万円、同年3月から申立人妻の母が逝去した平成26年10月までは月額3万円の賠償が認められ、②申立人妻につき、持病を理由とする平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円の賠償が認められ、③申立人夫につき、申立人妻の介護を理由とする平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記所定の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

- （1）日常生活阻害慰謝料（X1及びX2）（介護（中間指針第五次追補2の4⑦）に係る増額分）
自 平成23年3月11日 至 平成26年10月末日
- （2）日常生活阻害慰謝料（X1）（介護（中間指針第五次追補2の4⑦）に係る増額分）
自 平成23年3月11日 至 平成30年3月末日
- （3）日常生活阻害慰謝料（X2）（持病（中間指針第五次追補2の4⑥）に係る増額分）
自 平成23年3月11日 至 平成30年3月末日

2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、合計金750万円（内訳は次のとおり）の支払義務があることを認める。

- （1）日常生活阻害慰謝料（X1及びX2）（介護（中間指針第五次追補2の4⑦）に係る増額分） 金240万円
- （2）日常生活阻害慰謝料（X1）（介護（中間指針第五次追補2の4⑦）に係る増額分） 金255万円
- （3）日常生活阻害慰謝料（X2）（持病（中間指針第五次追補2の4⑥）に係る増額分） 金255万円

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、当事者双方が各1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年12月11日

(仲介委員 裕田 由貴)